

## <助成金の執行に関するお願い>

公益財団法人メルコ学術振興財団 助成事業対象者のみなさまへ

このたび、当財団の研究助成金を交付されました研究者のみなさまには研究計画に従って、助成事業を遂行していただきますようお願い申し上げます。助成事業を遂行していただく際に、以下の通りいくつか留意点がございますので、ご確認のほどお願い申し上げます。

### 1. 全体

- (1) 至急、添付の「助成金管理確認票」にご記入いただき当財団事務局へご提出ください。  
※助成金の支払手続きは、下記3.「助成金の支払手続きについて」をご覧ください。
- (2) 申請内容に変更がある場合  
申請書の所属機関名・所属機関所在地・自宅住所・E-mailに変更がある場合は、速やかに変更届書（様式「変更-1」）に記入の上、財団事務局に報告してください。  
また、所属機関の変更等により管理者に変更がある場合は、助成金管理確認欄（管理責任者の押印を含む）にも記入してください。  
※変更届の書式は、ホームページよりダウンロードしてください。

### 2. 国際研究交流助成

- (1) 国際研究交流の義務  
2015年1月1日～2015年12月末日の間に国際研究交流(短期派遣)を開始しなければなりません。
- (2) 報告書の提出義務  
助成事業対象者は、交流終了後3ヵ月以内に国際研究交流助成報告書（様式「国際派遣-3」）を財団事務局に提出しなければなりません。なお、交流成果について特に方法を決めて公表を求めることがあります。  
※テーマは、申請のとおりに記載してください。やむを得ず変える場合は、同報告書の「国際研究交流の概要欄」に申請時の題名と理由を記入してください。  
※報告書の書式は、ホームページよりダウンロードしてください。

### 3. 助成金の支払手続きについて

- (1) 以下の手順で委任経理金として研究機関等に支払います。
  - ① 添付の「助成金管理確認票」にご記入いただき、当財団へ郵送してください。
  - ② 「助成金管理確認票」の内容を確認後、当財団事務局から助成金管理部門の窓口担当者へ支払いまでの手続き方法を確認します。

- ③ 支払いは、1月下旬までに完了の予定です。
- ④ 研究機関等が管理費を必要とする場合には、交付された助成金から支出してください。

4. 不明な点がありましたら、財団事務局まで問い合わせてください。

〈事務局 連絡先〉

公益財団法人メルコ学術振興財団

〒460-8315 愛知県名古屋市中区大須三丁目 30 番 20 号

TEL 052-249-8421

FAX 050-5830-8867

E-mail [info@melco-foundation.jp](mailto:info@melco-foundation.jp)

以上